

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート
 [団体名：ジュニアバレーボールクラブ水戸]
 [記載日：令和6年7月1日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している B：一部対応している C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当少年団は、法人格を有していない。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団体として権利義務関係を明確化するため、少年団規約及び育成会規約を定め、下記の通りそれを遵守している。 • 多数決の原理にて物事を決定している。 • 少年団の構成員の変更があった場合にも団体が存続し、代表者の決定方法や財産の管理等、団体として主要な事項を確定させることができる。 • 少年団活動のために専用口座を用いて、財産を管理・運営している。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 少年団が公共施設を利用して大会やイベントを行う際には、当該施設の使用に関する規則や、当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守する。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 少年団の役員が団体の構成員に対して、定期的に決算や事業報告を行っている。	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団体の基本方針を策定し、少年団のホームページや茨城県スポーツ協会のスポーツ少年団データにて公表している。	
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員及びスタッフを対象に、年に1回、公益財団法人日本バレーボール協会並びに日本小学生バレーボール連盟の定める「コンプライアンス規程」及び「指導におけるコンプライアンスガイドライン」を確認し、遵守するよう宣誓書に署名を行っている。	

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員及びスタッフを対象に、年に1回、公益財団法人日本バレーボール協会並びに日本小学生バレーボール連盟の定める「コンプライアンス規程」及び「指導におけるコンプライアンスガイドライン」を確認し、遵守するよう宣誓書に署名を行っている。	
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 少年団の会計処理が適切に行われるよう、少年団規約及び育成会規約に会計に関する事項を定め、それにしたがって処理をしている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 水戸市より受けるスポーツ少年団の補助金については、水戸市が定める当該補助金に関する要項を遵守している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 少年団の規約に基づき、会計監査役員が会計年度の監査を行うとともに、年次総会にて構成員の承認を得ている。	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 少年団のホームページにて、少年団指導者や所属構成員の情報、少年団費および育成会費の金額について公表している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 少年団のホームページにてガバナンスコードの遵守状況を公開している。	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF 向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF 向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
なし	